

国民健康保険税の失業減免制度

■ 減免の対象となる世帯 …①、②、③のすべてに該当する世帯です。

- ① 離職時年齢が65歳以上の方で、離職により雇用保険を受給された方のうち、「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当される方。または雇用保険適用外（年齢を問わず）の方。
- ② 納税義務者又は被保険者が、「倒産又は解雇」「事業の廃止」等に伴う非自発的失業により、世帯の所得見込み額が3割以上減少し、保険税の納税が困難と認められる世帯。
- ③ 納税義務者と被保険者全員の総所得が600万円以下の世帯

■ 減免される額

保険税のうち所得割額（譲渡所得及び一時所得に係る所得割額を除く）が減免の対象で、**①減免を申請した保険税の算定対象の基準となる年の翌年の総所得金額（見込額）**と**②減免を申請した保険税の算定対象の基準となる前年中の総所得金額の減少割合**に応じて求められる減免割合（下表）を所得割額に乗じた額となります。

| ②の前年中の総所得 (譲渡所得・一時所得を除く) | 所得減少割合及び減免割合 | |
|-----------------------------|---------------|--------|
| | 3/10以上 5/10未満 | 5/10以上 |
| 150万円以下 | 5/10 | 10/10 |
| 150万円を超え300万円以下 | 2.5/10 | 5/10 |
| 300万円を超え600万円以下 | 1.25/10 | 2.5/10 |

$$* \text{減少割合} = \frac{\text{②の前年中の総所得} - \text{①の総所得金額（見込額）}}{\text{②の前年中の総所得}}$$

※ 雇用保険を受給される場合は、減少割合を算定する所得額に雇用保険受給額を含めます。

■ 減免対象となる税額

減免申請書を受理した日以降に納期限が到来する保険税に限ります。

申請や各種の届出が遅くなると減免できなくなりますので、ご注意ください。

《申請に必要な書類等》

○ 会社都合による解雇等の理由で所得が激減した者（非自発的失業者）

① 非自発的失業であることの確認書類

- 退職証明書（離職理由の記載があるもの）、解雇の通知書、事業主からの証明書等会社都合による解雇であることがわかる証明書

※ なお、必要に応じて、ここに掲げるもの以外の書類を提出して頂くことがあります。

② 収入（見込み）額の確認書類（世帯主と被保険者全員分）

- 令和2年分の源泉徴収票、給与支払い証明書（見込み額で可）等
- 雇用保険給付金（失業給付）がある人はその受給者証等収入金額がわかる書類
- 障害年金、遺族年金がある人はその受給者証等収入金額がわかる書類

③ 印鑑

○ 廃業により所得が激減した者

① 廃業であることの確認書類

- 事業の廃業届（税務署等の受理印があるもの）又は倒産手続きの申立て書類等廃業の事実が確認できる書類（法人解散登記簿等）

② 収入（見込み）額の確認書類（世帯主と被保険者全員分）

- 令和2年分の所得状況がわかる収支内訳書

③ 印鑑

※ 詳細については、「国民健康保険税減免制度取扱基準」で規定しています。